

各 位

福岡地区水道企業団総務部財務課  
( 管 理 係 )

## 設計等委託契約に係る最低制限価格の改定について

福岡地区水道企業団では、公共事業の適正な履行と品質確保を図るとともに、受注業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、平成 29 年 6 月 1 日から工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格を改定することといたしました。

## 1 改定の内容

## (1) 算定方法

## ①改定前

|         |   |
|---------|---|
| 土木設計    | 直接人件費＋直接経費＋その他原価の 90%＋一般管理費の 45%        |
| 建築・設備設計 | 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費の 60%＋諸経費の 60%         |
| 測量      | 直接測量費＋測量調査費＋諸経費の 45%                    |
| 地質調査    | 直接調査費＋間接調査費の 90%＋解析等調査業務費の 80%＋諸経費の 45% |

## ②改定後

|         |  |
|---------|--|
| 土木設計    | 直接人件費＋直接経費＋その他原価の 90%＋ <u>一般管理費の 48%</u> |
| 建築・設備設計 | 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費の 60%＋諸経費の 60%          |
| 測量      | 直接測量費＋測量調査費＋ <u>諸経費の 48%</u>             |
| 地質調査    | 直接調査費＋間接調査費の 90%＋解析等調査業務費の 80%＋諸経費の 45%  |

※各区分で算出した額（千円未満切り上げ）に 1.08 を乗じた額とします。

## (2) 設定範囲

改定なし。（現行どおり）

- ・ 下限：税抜の設計金額の 66%（千円未満切り上げ）に 1.08 を乗じた額
- ・ 上限：税抜の設計金額の 80%（地質調査は 85%）（千円未満切り上げ）に 1.08 を乗じた額

## 2 実施時期

平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告または指名を行う案件から適用いたします。

※「入札公告」は、一般競争入札における公告日を、「指名」は指名競争入札における指名通知日を指します。